

発議第20号

北口和皇議員に対し社会的・道義的責任を引き続き求めるとともに、市政への信頼回復に向け全力を傾注する決議について

本議会は、次のとおり決議するものとする。

平成30年9月3日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	園 川 良 二
同	江 藤 正 行
同	津 田 征 士 郎
同	満 永 寿 博
同	澤 田 昌 作
同	高 本 一 臣
同	田 尻 将 博
同	上 田 芳 裕
同	西 岡 誠 也
同	浜 田 大 介
同	藤 山 英 美
同	上 野 美 恵 子

熊本市議会議長 くつき信哉 様

決 議 (案)

本市議会は、平成30年7月25日、熊本県知事宛で、同年3月26日付で本市議会が行った資格決定を取り消すとの裁決の見直し等について、申入れを行ったところであるが、熊本県知事の回答は、見直しの申入れには応じることができないというものであった。

本市議会の申入れは、議長が熊本県庁を来訪し、副知事に手交したものであったにもかかわらず、熊本県知事の対応は、回答書を担当課の職員に持参させるに留め、また、そのための来訪の連絡を当日に行うというものであった。

また、回答の具体的内容についても、本市議会が申入書で指摘した事項に対し、誠実な回答がなされているとは到底言えず、こうした県の対応は、本市議会の申入れの重みを真摯に受け止めたものとは感じられない。

さらに、本申入れとともに行った、本裁決に関する行政文書の情報開示請求の結果に照らしても、熊本県自治紛争処理委員による審理が適正な手続に即して行われたのか、強い疑念を禁じ得ないところである。

あらためて、今回の熊本県知事の裁決でこれまでの北口和皇議員による28件の不当要求行為等の認定及び本市議会による全会一致での3度の議員辞職勧告の重みが決して軽んじられるものではない。

本市議会としては、北口和皇議員に対し、今後も引き続き社会的・道義的責任を求めていくものであるとともに、全議員が今一度、議員の職責の重さを十分に認識し、市政への信頼回復に向け全力を傾注することをここに表明する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

熊 本 市 議 会